

建設工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

本県においては、平成20年6月23日に「単品スライド条項」の運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、運用を図ってきたところですが、地域や工事の内容によっては、原材料費の高騰により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、そのため、当分の間、下記のとおり、単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

1. 対象品目 「鋼材類」及び「燃料油」以外に原材料費の高騰などその価格上昇が明確な資材を対象品目とします。
2. 品目の指定 受注者の請求により、受注者及び発注者の個別協議に基づき対象資材とします。
3. 運用基準 運用通知及び運用マニュアルに基づき鋼材類についての単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じます。
請求様式は鋼材類の様式を使用して下さい。
4. 発注者の負担 対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を負担します。
5. 対象工事 施工中の工事及び今後発注する工事
但し、部分払いの対象となった出来型部分等については対象外となります。
6. 適用日 平成20年10月21日
工期末が平成21年 1月31日以前である工事についての適用
請求は、工期前かつ11月28日までとします。

【参考資料】

1. 単品スライドの実施状況

工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」については、平成20年6月23日に、その具体的な運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、現在までに運用を図ってきたところです。

2. 単品スライドの適用対象資材の拡大

従前の対象資材（2品目）の他、発注者・受注者間の協議に基づき、対象資材を拡大

地域や工事によっては、対象資材の2品目のほかに、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めている状況です。

このような状況の中、本県が指定していた2品目の他にも、甲乙間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の1%以上）には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとしました。

対象資材の拡大については、本県の技術管理課のホームページで公表する他、関係機関への参考通知を行い、受注者に周知していくこととしています。

○従前からの考え方との比較

事項	H20.6.23の運用	今回の運用の拡充
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくても、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	鋼材類、燃料油以外にも、工事の総価に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼすもの
品目の指定	県において指定	発注者・受注者の個別協議に基づく
変動額算定ルール	工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を発注者が負担	(同左)